

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松山市	粟井地区(小川・磯河内・鴨之池・和田・河原・久保・鹿峰・苞木・常竹・本谷・西谷・大西谷・客・麓・平林・小川谷)	令和3年3月18日	令和6年2月5日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	424.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	345.7ha
i うち20才から49才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.0ha
ii うち50才から69才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	157.6ha
iii うち70才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	164.6ha
③地区内における70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.38ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積70.1haは、近いうちに耕作放棄地となることが見込まれる。 アンケート結果では、農地利用の意向を「貸したい・売りたい」と回答された農地面積は95.8haだが、農地の受け手となる担い手が不足している。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>今後、耕作されない農地については、中心経営体である認定農業者等30経営体や、地区外からの入作農業者が、耕作しやすい地区内の優良な農地を農業委員会や地元農業関係者を通じて優先的に守っていく。</p>

中心経営体

属性	農業者(氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	柑橘、水稲、野菜	0.75 ha	柑橘、水稲、野菜	0.75 ha	小川、和田
認就	B	柑橘	0.90 ha	柑橘、水稲	2.70 ha	小川
認農	C	柑橘、水稲	2.45 ha	柑橘、水稲	2.45 ha	磯河内 外2集落
認農	D	柑橘	2.00 ha	柑橘	2.00 ha	磯河内
認就	E	柑橘	0.80 ha	柑橘	0.80 ha	磯河内
認農	F	柑橘	4.50 ha	柑橘	3.50 ha	磯河内
認農	G	柑橘	2.00 ha	柑橘	2.00 ha	磯河内 外2集落
認農	H	柑橘	2.00 ha	柑橘	2.00 ha	磯河内
認農	I	柑橘、水稲	2.40 ha	柑橘、水稲	2.40 ha	磯河内
認農法	J	水稲、麦	6.40 ha	水稲、麦	6.40 ha	小川 外6集落
認農	K	柑橘、水稲等	0.92 ha	柑橘、水稲等	0.92 ha	和田
認農	L	柑橘	2.73 ha	柑橘	2.73 ha	客
認農	M	水稲、柑橘	6.65 ha	水稲、柑橘	7.15 ha	久保 外2集落
認農	N	水稲、柑橘等	2.10 ha	水稲、柑橘等	2.90 ha	苞木
認農	O	柑橘、水稲	0.80 ha	水稲、柑橘等	1.60 ha	客、苞木
認農	P	柑橘、水稲、野菜	2.95 ha	柑橘、水稲、野菜	3.65 ha	麓、客
認農	Q	柑橘	1.43 ha	柑橘	0.75 ha	小川谷、平林
到達	R	柑橘、水稲	1.90 ha	柑橘、水稲	1.90 ha	小川谷、平林
認農	S	柑橘	1.80 ha	柑橘	1.80 ha	小川
認農	T	柑橘、水稲、野菜等	1.92 ha	柑橘、水稲、野菜等	2.02 ha	小川
認農	U	柑橘、落葉果樹	2.02 ha	柑橘、落葉果樹	2.22 ha	客
認農	V	柑橘、落葉果樹	1.80 ha	柑橘、落葉果樹	1.80 ha	客
認就	W	落葉果樹	0.35 ha	落葉果樹	0.35 ha	客
認就	X	柑橘	1.16 ha	柑橘	1.16 ha	平林、磯河内
認就	Y	柑橘	0.30 ha	柑橘	1.00 ha	小川
認就	Z	落葉果樹、柑橘等	0.47 ha	落葉果樹、柑橘等	1.25 ha	客
認農	AA	柑橘	1.40 ha	柑橘	1.40 ha	小川、鴨之池
認農	AB	柑橘、野菜	0.75 ha	柑橘、野菜	0.75 ha	小川
認農	AC	柑橘、水稲	0.94 ha	柑橘、水稲	0.94 ha	客
認農	AD	落葉果樹、柑橘	1.42 ha	落葉果樹、柑橘	1.22 ha	客
認就	AE	果樹	0.10 ha	果樹	0.10 ha	小川
認就	AF	果樹	0.67 ha	果樹	0.91 ha	小川
認農法	AG	果樹、野菜	0.40 ha	果樹、野菜	1.65 ha	小川
認就	AH	果樹、水稲	2.83 ha	果樹、水稲	3.03 ha	西谷
認就	AI	果樹、花き・花木	1.06 ha	果樹、花き・花木	1.80 ha	客
認就	AJ	果樹	3.97 ha	果樹	3.97 ha	小川
計	36人		66.59 ha		73.97 ha	

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者

4 農地の集積・集約化の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、1052筆、95.8haとなっている。地区内の耕作のしやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、農地利用の意向調査を参考に、貸したい意向を示した農地を中心経営体とマッチングし、法令に基づいた貸借に取り組む。また、農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農者の確保に積極的に取り組むとともに、中心経営体に位置付け、農地の受け手を増やす。

【農地中間管理機構の活用方針】

中心経営体へ農地を集積・集約化するために、農地所有者に機構の活用を検討するよう促す。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者等と行い、機構を通じた中心経営体への貸付けに取り組む。

【基盤整備への取組方針】

柑橘地域では、農業の生産性の向上や農地集積・集約化や作業効率の向上を図るため、国の果樹経営支援対策事業により、園内道等の整備に積極的に取り組む。水田地域では、農業の生産性の向上や農地集積・集約化や作業効率の向上を図るため、畦畔除去による区画拡大等生産基盤の整備に取り組む。

【新規・特産化作物の導入方針】

柑橘地域では、中晩柑の「紅まどonna」や「せとか」、「甘平」への改植や、「紅プリンセス」の導入など高単価が見込まれる有望品種の栽培に取り組み、安定した収入を確保する。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

特に被害が多いイノシシ害から農作物を守るために、電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵設置や捕獲による駆除など、今後も継続して取り組む。

【災害対策への取組方針】

豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺を流れる水路の点検・清掃やハウス等の施設の点検・補修など日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。